

第 1 回 南 庄 内 合 併 協 議 会

期 日：平成16年11月9日(火)

会 場：藤 島 町 中 央 公 民 館

次 第

〔委嘱状の交付〕

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

ア 報告第1号 南庄内合併協議会規約について

イ 報告第2号 南庄内合併協議会会長、副会長及び監査委員の選任等について

ウ 報告第3号 南庄内合併協議会事務局規程について

エ 報告第4号 南庄内合併協議会財務規程について

オ 報告第5号 南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(2) 協議事項

ア 議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程について

イ 議案第2号 南庄内合併協議会会議傍聴規程について

ウ 議案第3号 南庄内合併協議会運営小委員会設置要綱について

エ 議案第4号 南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱について

オ 議案第5号 南庄内合併協議会専門小委員会設置要綱について

カ 委員の専門小委員会所属について

キ 議案第6号 平成16年度南庄内合併協議会事業計画について

ク 議案第7号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出予算について

ケ 今後の合併協議について

コ 合併の基本4項目の取扱いについて

・合併の方式について

・合併の期日について

・新市の名称について

・新市の事務所の位置について

サ 新市建設計画について

シ 事務事業調整について

4 そ の 他

5 閉 会

資料一覽

1 南合併協議会委員名簿	2
2 南庄内合併協議会設立趣意書	3
3 報告第1号 南庄内合併協議会規約	5
4 報告第2号 南庄内合併協議会会長、副会長、監査委員	9
5 報告第3号 南庄内合併協議会事務局規程	11
6 報告第4号 南庄内合併協議会財務規程	15
7 報告第5号 南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	17
8 議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程	19
9 議案第2号 南庄内合併協議会会議傍聴規程	21
10 議案第3号 南庄内合併協議会運営小委員会設置要綱	23
11 議案第4号 南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱	25
12 議案第5号 南庄内合併協議会専門小委員会設置要綱	27
13 南庄内合併協議会専門小委員会名簿	28
14 議案第6号 平成16年度南庄内合併協議会事業計画	29
15 議案第7号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出予算	31
16 今後の合併協議について	33
17 合併の基本4項目について	37
18 新市建設計画(案)	別添
19 南庄内合併協議会策定の新市建設計画(案)新旧対照表	別添
20 建設計画の主要事業について(案)	別添
21 事務事業調整一覧表	別添
22 事務事業調整新旧対照表	別添

南庄内合併協議会委員等名簿

(敬称略)

市町村名	区 分	氏 名	備 考
鶴 岡 市	市 長	富 塚 陽 一	
	議 長	榎 本 政 規	
	議 員	斎 藤 助 夫	
	議 員	本 城 昭 一	
	助 役	芳 賀 肇	
	識見を有する者	大 瀧 常 雄	
	識見を有する者	竹 内 峰 子	
	識見を有する者	菅 原 一 浩	
藤 島 町	町 長	阿 部 昇 司	
	議 長	齋 藤 久	
	議 員	押 井 喜 一	
	識見を有する者	富 樫 達 喜	
	識見を有する者	伊 藤 忠	
羽 黒 町	町 長	中 村 博 信	
	議 長	山 口 猛	
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	呼 野 祝 二	
	識見を有する者	高 橋 澤	
櫛 引 町	町 長	難 波 玉 記	
	議 長	菅 原 元	
	議 員	安 野 良 明	
	識見を有する者	長 南 源 一	
	識見を有する者	前 田 藤 吉	
朝 日 村	村 長	佐 藤 征 勝	
	議 長	進 藤 篤	
	議 員	井 上 時 夫	
	識見を有する者	田 村 作 美	
	識見を有する者	渡 部 長 和	
温 海 町	町 長	佐 藤 正 明	
	議 長	佐 藤 甚一郎	
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	齋 藤 金 一	
	識見を有する者	佐 藤 喜久子	
監 査 委 員	朝日村監査委員	難 波 鉄 雄	
	羽黒町監査委員	清 野 均	

南庄内合併協議会設立趣意書

今日まで、南庄内6市町村は今後の中長期的に予想される変革の中で、極めて重い大きな課題に直面しているとの共通の認識にたち、市町村合併問題に真剣に取り組んで来ました。それは、一つには人口の少子高齢化が避けられないことであり、住民のニーズは質的、量的に多様化、高度化することが予想されるからであります。二つにはこのこととも関連して、当地域が心の豊かさ、本当に生き甲斐がもてる地域であるにも拘わらず、地域の活力低下や財政の窮迫に直面していることでもあります。また、国全体として地方分権が大きな課題として進められています。こうした情勢の中で、市町村は住民に最も身近な行政主体として、これまで以上にこれらの課題に対し真剣に、厳しく取り組まなければならない状態に置かれています。合併は、こうした課題を克服するために、市町村が協力して行政体制を再編成し、高い政策能力を得て自立性、自治性を更に強化し、後世に悔いのない地域づくりを推進する極めて有効な手段と考えているものであります。

こうした認識にたち、6市町村は、市町村議会の同意を得て、お互いに信頼、尊重し合い、適切な協議を進めるため、南庄内合併協議会を設立します。合併協議会では、これまでの経過を踏まえ、合併特例法に定める新市建設計画の策定や、諸協議項目について速やかに最善の結論を得るように努めます。

市町村議会、住民の皆様の温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申しあげ、設立の趣旨と致します。

白ページです。

報告第1号

南庄内合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町(以下「構成市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、南庄内合併協議会とする。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、鶴岡市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して、次条第1項各号に規定する委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した議員
 - ア 鶴岡市 2名
 - イ 鶴岡市を除く構成市町村 各1名
- (3) 鶴岡市助役
- (4) 構成市町村の長が次に掲げる区分によりそれぞれ推薦した識見を有する者

ア 鶴岡市 3名

イ 鶴岡市を除く構成市町村 各2名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した者を代理とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて構成市町村の関係職員等を会議に出席させることができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は担任する事務の一部について調査又は審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担するものとする。

(監査)

第14条 協議会の出納は、構成市町村の監査委員の中から構成市町村の長が協議して定めた者2名に委嘱して監査する。この場合において監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月9日から施行する。

白ページです。

報告第2号

南庄内合併協議会会長、副会長、監査委員

区 分	役 職 ・ 氏 名
会 長	鶴岡市長 富 塚 陽 一
副会長	藤島町長 阿 部 昇 司
	羽黒町長 中 村 博 信
	櫛引町長 難 波 玉 記
	朝日村長 佐 藤 征 勝
	温海町長 佐 藤 正 明
	鶴岡市議会議長 榎 本 政 規
	温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎
	監査委員
羽黒町監査委員 清 野 均	

白ページです。

(趣旨)

第1条 この規程は、南庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は鶴岡市助役をもって充てる。
- 3 事務局次長、その他必要な職員は、構成市町村の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長の職務を補佐し、その他の職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第6条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定によって代決を得ることができないときは、その他の職員の中から事務局長があらかじめ指名した職員1名がその事務を代決することができる。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村の事務従事の例によるものとする。

(職員の給与等)

第8条 職員の給与は、それぞれの職員が属する市町村が負担する。

- 2 職員の旅費は、鶴岡市の例により、協議会が支給する。

(助役会議)

第9条 次条に規定する幹事会及び第13条に規定する専門部会の総合的な調整を要する場合、その他会長が必要と認めた場合、構成市町村の助役をもって組織する助役会議を開催し、協議又は調整を図る。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、幹事会を置く。

(幹事会の組織)

第11条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の運営等)

第12条 幹事会は、事務局長が必要に応じて開催し、事務局長が議長となる。

2 事務局長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第13条 規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するため、専門部会を置く。

(専門部会の組織)

第14条 専門部会は、別表第2に掲げる部会をもって構成する。

2 専門部会は、部会員をもって組織し、部会員は構成市町村の職員をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(部会長及び副部会長の職務)

第15条 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(専門部会の運営等)

第16条 専門部会は、部会長が必要に応じて開催し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(分科会)

第17条 専門部会で協議又は調整する事項について、専門的に調査研究又は調整するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月9日から施行する。

別表第1（第11条関係）

区 分	職 名
鶴 岡 市	総務部合併対策室長 総務部合併対策室総務課長 総務部合併対策室調査計画主幹
藤 島 町	企画課長兼合併対策室長
羽 黒 町	企画商工課長
櫛 引 町	市町村合併対策室合併対策主幹
朝 日 村	市町村合併対策室長
温 海 町	企画観光商工課長

別表第2（第14条関係）

部 会 名
総務部会
住民生活部会
健康福祉部会
農林水産部会
商工部会
観光部会
建設部会
教育部会
まちづくり部会

白ページです。

報告第4号

南庄内合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南庄内合併協議会規約第15条の規定に基づき、南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、構成市町村の負担金、県交付金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写し

を構成市町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊等

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年11月9日から施行する。

2 平成16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。

別表第1(第4条第1項関係)

歳入予算の区分

区 分
負担金
県交付金
繰越金
雑収入

別表第2(第4条第2項関係)

歳出予算の区分

区 分
報酬
共済費
賃金
報償費
旅費
需用費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費
負担金補助及び交付金

報告第5号

南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、月額5,300円とする。ただし、構成市町村の長及び助役(以下「構成市町村の長等」という。)については、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、構成市町村の長等が、協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

2 前項に規定する費用弁償の種類については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び航空賃 鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成11年条例第3号、以下「鶴岡市旅費条例」という。)の規定を準用した額
- (2) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料 別表に定める額

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか費用弁償の支給方法等については、鶴岡市旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月9日から施行する。

別表(第3条関係)

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
26円	3,000円	14,050円	3,000円

白ページです。

議案第 1 号

南庄内合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南庄内合併協議会規約第 10 条第 4 項の規定に基づき、南庄内合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会議の開閉等)

第 3 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第 4 条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録)

第 5 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第 6 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

(関係者等の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 9 日から施行する。

白ページです。

議案第2号

南庄内合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南庄内合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、定めないこととし、会議の会場の規模等に応じて可能な限り傍聴を認めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月9日から施行する。

議案第3号

南庄内合併協議会運営小委員会設置要綱

(設置)

第1条 南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を図るため、協議会規約第11条第1項の規定により、協議会会長及び副会長を委員とする運営小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会の運営に関する事項を所掌する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年11月9日から施行する。

白ページです。

議案第 4 号

南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)規約第 11 条第 1 項の規定により、議会議員定数等検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

- (1) 鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町が合併した場合における議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- (2) その他、議会に関し必要な事項

(委員)

第 3 条 小委員会の委員は、構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会より推薦された協議会の委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営等)

第 5 条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 9 日から施行する。

白ページです。

議案第 5 号

南庄内合併協議会専門小委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 南庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を図るため、協議会規約第 11 条第 1 項の規定により、協議会に専門小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項及び専門部会における協議事項等について、調査又は審議をするものとする。

(名称、委員定数、所管及び委員)

第 3 条 小委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営等)

第 5 条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、小委員会に付託された事項に関する審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 9 日から施行する。

別表

名 称	委員の定数	所 管
第一小委員会	8 名	総務、商工、観光、まちづくり部会の所管に属する事務
第二小委員会	9 名	住民生活、健康福祉、教育部会の所管に属する事務
第三小委員会	9 名	農林水産、建設部会の所管に属する事務

南庄内合併協議会専門小委員会名簿

< 第一小委員会 > 総務部会・商工部会・観光部会・まちづくり部会

< 第二小委員会 > 住民生活部会・健康福祉部会・教育部会

< 第三小委員会 > 農林水産部会・建設部会

	市町村名	氏 名	区 分
第一小委員会	鶴岡市	斎藤 助夫	議 会
	藤島町	齋藤 久	
	羽黒町	富樫 栄一	
	朝日村	進藤 篤	
	鶴岡市	菅原 一浩	有識者
	藤島町	伊藤 忠	
	櫛引町	前田 藤吉	
	温海町	齋藤 金一	
第二小委員会	鶴岡市	本城 昭一	議 会
	藤島町	押井 喜一	
	櫛引町	安野 良明	
	温海町	佐藤 甚一郎	
	鶴岡市	竹内 峰子	有識者
	羽黒町	高橋 澤	
	櫛引町	長南 源一	
	朝日村	田村 作美	
	温海町	佐藤 喜久子	
第三小委員会	鶴岡市	榎本 政規	議 会
	羽黒町	山口 猛	
	櫛引町	菅原 元	
	朝日村	井上 時夫	
	温海町	富樫 栄一	
	鶴岡市	大瀧 常雄	有識者
	藤島町	富樫 達喜	
	羽黒町	呼野 祝二	
	朝日村	渡部 長和	

平成16年度南庄内合併協議会事業計画

1 事業実施の基本

合併特例法等に基づき、合併に際し必要な事項について、構成6市町村の信頼関係に立って公正、適切に協議し、速やかな結論を得るとともに、新市への円滑な移行のため、必要な準備作業を遺漏なく実施できるよう、最大限に努力する。

2 会議の開催

合併に関する事項について協議するため、協議会、小委員会等の会議を適宜開催する。

3 建設計画の作成

- (1) これまでの経過を踏まえ、専門部会において新市建設の基本方針、新市の施策、財政計画等の整理を行い、小委員会、協議会で協議し、建設計画を作成する。
- (2) 計画の作成に当たっては、あらかじめ県と協議し、作成後において、計画を公表するとともに、県及び国に計画を送付する。

4 調整事項の協議

これまでの経過を踏まえ、基本項目をはじめ、合併特例法に定める事項、事務事業など合併に関し必要な事項について、専門部会等で整理を行い、小委員会、協議会で協議する。

5 新市発足の準備

新市への移行のための事前の事務処理、準備作業が遺漏なく実施されるよう、市町村と必要な協議を行う。

6 住民への情報の提供

住民に協議の経過、結果等を周知するため、次により情報の提供を行う。

- (1) 協議会だより等を発行し、全戸に配布する。
- (2) ホームページにより協議状況、会議資料及び会議録を公開する。

7 合併の記録の整理等

合併の関係書類等を新市に引き継ぐため、その整理を行う。

白ページです。

議案第7号

平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

科 目	予算額	内 容
負 担 金	7,799	鶴岡市 5,319 藤島町 647 羽黒町 507 櫛引町 452 朝日村 312 温海町 562
県 交 付 金	5,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
雑 収 入	1	預金利子等
合 計	12,800	

歳 出

(単位：千円)

科 目	予算額	内 容
報 酬	1,252	協議会委員等報酬
共 済 費	193	臨時職員社会保険料等
賃 金	1,689	臨時職員賃金
報 償 費	75	まちづくり部会調査研究謝礼等
旅 費	722	協議会委員等費用弁償、事務局旅費
需 用 費	6,547	消耗品費 2,758 事務用品、図書購入費、コピー用消耗品等
		印刷製本費 3,209 協議会だより・建設計画作成・協定書作成 等
		燃料費 ガソリン代 63
		食糧費 協議会茶菓代等 517
役 務 費	116	通信運搬費 郵送料・FAX通信料 等
委 託 料	835	ホームページ作成・会議反訳等
使用料及び賃借料	1,246	協議会等会場使用料、パソコン賃借料 等
備 品 購 入 費	125	事務用備品等
合 計	12,800	

白ページです。

今後の合併協議について

合併協議会は、規約第3条により構成市町村の合併に関する協議、新市建設計画の作成及び構成市町村の合併に関し必要な事項を担任することとしています。これらのうち、新市建設計画については、これまでの協議において構成市町村の振興計画や地域特性、施策の経緯等に十分配慮して、全体的に共通する将来像、基本計画として策定しました。また、調整事項についても、構成市町村の個別事情に出来るだけ配慮して、公平、公正な調整を進めました。このように諸協議項目については、これまでの協議において自由な協議を重ね概ね合意が得られた事項であり、その基本を変更することなく、十分に適切なものになっていると考えられます。このため、今後の合併協議については、諸協議項目全般に亘って変更の必要な項目、内容を精査することとして進めます。

1．基本4項目について

これまでの協議において、合併の方式、新市の事務所の位置については、異議なく合意され、合併の期日については、現行合併特例法の枠組みの中で、事務的な準備期間に配慮することで合意されています。また、新市の名称については、構成市町村の意見や住民の提言はがきの結果等を踏まえ、これまで数次にわたる協議を重ね概ね合意が得られました。協議会においては、基本4項目に係るこれまでの協議経過を尊重し協議を進めます。

2．建設計画の作成について

これまでの建設計画のビジョンや主な施策等は、構成市町村の振興計画や提言を最大限尊重し、地域特性にも十分配慮するとともに、専門小委員会における協議をつくり策定しました。このため、改めて、事務局（部会・分科会）において修正等の必要な項目、内容を精査したところ、基本的な内容については今後においても採用できる適切なものと考えられ、協議会の名称変更等に伴う字句の修正や、財政計画の変更、主要指標のデ・タ入替えなどを行うこととします。協議会には、これらについての修正後の建設計画案を提出し協議を進めます。

3．調整事項の協議について

調整事項についても、これまでの協議において、構成市町村における施策・制度等の経緯や、公平・公正な取扱い、住民生活に対する影響などを考慮し、拙速な調整措置を講じないで、十分な経過期間を設けることとしました。新市においても、地域審議会の意見を踏まえるなど、慎重な協議が進められることとなります。こうした経過、見通しを踏まえ、事務局において改めて全項目にわたって点検、検討を行いました。下記(4及び5)を除き、調整事項、内容に大きな変更はないと考えられます。協議会には、下記を除く必要な修正後の調整案を提出し協議を進めます。

4．議会議員・農業委員の定数等の取扱いについて

議会議員・農業委員の定数及び任期の特例の取扱いについては、これまでの経過を尊重しながら、議会議員定数等検討小委員会及び構成市町村農業委員会会長会議で審議します。

5．一部事務組合等の取扱いについて

鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合、月山水道企業団及び共同設置の庄内南地区介護認定審査会については、いずれも住民生活に大きく係わる事務の共同執行であることから、関係市町村長が対応方針を協議します。

6．今後の協議の進行について

法が定める諸協議項目等の調査、協議を進めるため、随時、各種会議を開催します。これらの協議のうち、合併協定に関わる事項については今月中に大綱を確認し合意に努めることとします。なお、協議会はその後においても合併まで詰めるべき協議を進めるため開催するものとします。

白ページです。

合併の基本 4 項目の取扱いについて

1 合併の方式

合併の方式は、新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年 10 月 1 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、鶴岡市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町 9 番 25 号（現在の鶴岡市役所の位置）とする。